

杏の里訪問看護ステーション (訪問看護)

運営規定

(事業の目的)

第1条 事業者が行う(介護予防)訪問看護の事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合においても、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定(介護予防)訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目的を設置し、計画的に行うものとする。
- 2 自らその提供する指定(介護予防)訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定(介護予防)訪問看護の提供にあたっては、主治師との密接な連携及び(介護予防)訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 4 指定(介護予防)訪問看護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者とその家族に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 指定(介護予防)訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- 6 常に利用者の病状、心身の状況および、そのおかれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 杏の里訪問看護ステーション
- (2) 所在地 八戸市大字大久保字大山31番地2

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名(常勤兼務)
- (2) 看護師 2.5名以上(常勤)

- (3) 看護職員は、主治医の指示に基づき、訪問看護計画書を作成し、指定（介護予防）訪問看護の提供にあたる。
- (4) 理学療法士及び作業療法士 必要数
- (5) 理学療法士及び作業療法士は、主治医の指示に基づき、看護師と共同し訪問看護計画書を作成し、利用者の心身の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする
ただし、日曜日および12月30日～1月3日までをのぞく
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする
ただし土曜日のみ午後0時30分までとする
- 3 訪問看護は電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定（介護予防）訪問看護の内容）

第6条 指定（介護予防）訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状障害の観察
- 2 清拭・洗髪などによる清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置
- 10 緊急時訪問看護
- 11 特別管理体制
- 12 ターミナルケア

（利用料その他の費用の額）

第7条 利用料その他の費用は次のとおりとする。

- 1 指定（介護予防）訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保健負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- 2 次条の、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定（介護予防）

訪問看護に要した交通費はその実績を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 事業の実施地域を越えた地点から片道20Km未満 0円
 - (2) 事業の実施地域を越えた地点から片道20Km以上1Km毎50円
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定（介護予防）訪問看護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る者とする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、八戸市、階上町の区域とする。

（緊急時における対応方法）

- 第9条 看護職員は、訪問看護を実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護職員は前項において、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待防止のための措置に関する事項）

- 第10条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又は、その再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

（身体拘束等適正化推進に関する事項）

- 第11条 事業所はサービスの提供にあたり、利用者の生命又は、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。
- 2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 事業所は、感染症や災害の発生において、利用者に必要なサービスを継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継

続計画という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要な業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止に関する事項)

第13条 事業所は、当該事業において感染症が発生もしくは蔓延しないための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図るものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 看護の質向上の為に、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従事者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の情報を漏らしてはならない。
 - 3 従事者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の情報を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後においてもこれらの者の情報を保持すべき旨を『機密及び個人情報の守秘に関する誓約書』の内容のものとする。
 - 4 この規定に定める事項の他、杏の里訪問看護ステーションの運営に関する重要事項は、医療法人謙昌会が、その都度定める。